

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年5月31日(火)  
会議時間 9時58分開会 11時17分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司  
副委員長 : 安田 薫  
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和  
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹、  
総務課長 小笠原清隆、総務課長補佐 本田雅彦、行政管理係主任 川口二郎
- 6 議 件  
(1) 平成28年 第2回定例会の運営について  
① 予定議案等(町・議会)の内容確認及び審査方法  
  
② 会期日程予定  
  
(2) 議会でのクールビズの取り組みについて  
  
(3) 所管事務調査事項の一般質問について  
  
(4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

## 議件（1）平成28年第2回定例会の運営について

委員長：（中島里司） 皆さんおはようございます。先日の議会報告会は大変お疲れ様です。皆様のご協力で無事終了することができました。内容については今後協議する場を持ちたい。本日は、第2回定例会に向けての日程等について協議していきたいので、よろしくお願いたします。

## ① 予定議案等（町・議会）の内容確認及び審査方法

委員長：それでは、執行側からの説明をお願いします。

副町長：（金田正樹） 別紙資料のとおり。開会前をお願いであるが、4月1日付けで職員の異動・昇格等があり、説明員を紹介する時間を取っていただきたい。以上が、現在予定している案件であるが、今後において追加案件等が出た場合には、委員長、議長に相談し、進めさせてもらいたい。

議案第38号 専決処分 一般会計補正予算

議案第39号 専決処分 国保会計補正予算

議案第40号～42号 条例の一部改正

議案第43号～48号 各会計補正予算

議案第49号 物品の取得 4トンダンプ

議案第50号 物品の取得 スクールバス購入

議案第51号～52号 工事請負契約の締結 清水小学校水泳プール（建築・機械）

議案第53号～55号 その他一般議案

行政報告 熊本地震にかかる支援体制について

農作物の生育状況及び大風による農業被害について（当日配付）

委員長：引き続き、議会提出分について事務局長から説明をお願いします。

佐藤局長：委員会報告として、陳情第6号「マイナンバー制度の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書」の提出を求める陳情は、3月議会で総務文教常任委員会に付託し、継続審査となっていたが、委員会の方で結審しているので審査報告を行う。所管事務調査については、総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会からの報告がある。所管事務等調査の申し出は、各常任委員会、議会運営委員会から申し出の予定。陳情、請願、意見書については、現在のところ要望はないが、事前に確認したところ連合の方から請願が出てくる可能性がある。議員派遣は、北海道町村議会議員研修会への派遣について決定をお願いします。そのほか、議会活性化に向けた調査を行うため、6人の委員による議会活性化特別委員会の設置を予定している。

委員長：質疑はあるか。

（ありませんの声あり）

委員長：審議方法の確認をする。条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に、本会議審議としてよろしいか。

（よろしいの声あり）

## ② 会期日程予定

委員長：会期日程を確認する。執行側に条例の一部改正及び補正予算等の議案について、急ぐものがあれば申し出を受ける。

副町長：議案53号から55号以外は初日の審議をお願いします。

委員長：議案第53号から55号は最終日、それ以外は初日で審議してほしいと説明があった。議会は急ぐ案件はあるのか。

佐藤局長：陳情の審査報告についてはすでに結審しているので初日に報告したい。所管事務調査の報告についても毎回初日に報告をしているので、初日が良いと思う。

委員長：議会については従前どおりの取り組みとする。町からの提案については、先ほど申し上げたとおりの審議予定としてよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：次に、現状でのおおよその日程についてお諮りをしたいと思う。事務局長から説明をお願いします。

佐藤局長：現段階における日程について説明をする。初日の6月14日は、4月1日付け異動課長職の紹介を開会前に行う。その後、議会運営委員会委員長報告をした後、開会をして、行政報告、陳情第6号審査報告、専決処分報告2件、執行側から初日にと要望があった条例の一部改正、補正予算、物品の取得、工事請負契約の締結を審議いただく。議会関係として、委員会からの所管事務調査の報告で初日の日程を終えてはどうか。6月15日は休会。一般質問は6月16日、17日の2日間で予定している。6月18日～6月20日までは休会。最終日を6月21日にし、議案については規約の変更の議案3件、議会関係では特別委員会の設置、所管事務調査の申し出、議員派遣という日程の予定になっている。

委員長：事務局長からの説明について意見はあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：会期は6月14日から21日までの8日間を予定する。

議件(2) 議会でのクールビズの取り組みについて

委員長：夏季服装の軽装化(クールビズ)の励行についての昨年度の文書を配付した。今年度も同様の形でクールビズを実施するにあたり、事務局長から説明をお願いする。

佐藤局長：昨年、十勝管内の状況を調査し、6月から9月でクールビズに取り組むということで、本会議、委員会、議員研修、視察研修などの際に各自の判断でネクタイを外すことができたが、会議等の開会、閉会時には議員記章の関係があるので上着を着用するという取り組みを行った。昨年の会議録を確認をしたが、翌年度以降どうするか協議をしていなかったため、今年の取り組みについても確認しておいた方が良く、議題とした。

委員長：昨年同様ということだが、クールビズの取り組みについて審議する。1年をとおしての感想などあるか。

副町長：クールビズの関係については、議会の決定に執行側も合わせる形を取りたい。本町は6月から9月まで実施する。

委員長：事務局長と協議した時は、ここで決まったら執行側へ申し入れすることになっていたが、副町長が言ってくれたので、この場ですべて終わると思う。1年実施してみて意見はあるか。

安田委員：本会議終了時に背広を着るなど慌ただしいので、事務局の方で間をおいて挨拶してほしい。

委員長：議長にお願いし、間を取ってもらう。

他にあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：前年度同様、クールビズに対応していくことに決定する。また、執行側においても一緒に夏季の暑い時期を乗り越えて、良い審議、答えが出てくれればいいと思う。執行側には退席願う。

【執行退席 10:24】

議件(3) 所管事務調査事項の一般質問について

委員長：議会会期規則等運用例第64項で、「所管事務調査の審査継続中、所管委員会の委員は、これに関する一般質問は行わないことを例とする」となっているが、これまでは、定例会の初日に所管事務調査の報告が行われる場合、開会1週間前の一般質問通告の際に所管事務調査事項の質問も受け付けていた。所管事務調査報告が明らかになる前に一般質問の受付を行うと、所管委員会の委員だけが知り得た情報で質問通告をすることができる。また、所管委員会の委員は、所管事務調査の際に執行側の状況を調査することができる機会があるのになぜ質問をするのかとの考えもある。議員からの照会もあることから、本町の取り扱いを協議する。私の説明で不足している部分があれば補足してほしい。

佐藤局長：委員長の説明のとおりだが、問題となるのは初日に所管事務調査報告が行われ、その後一般質問の機会があるが、通告は開会の1週間前に受け付けるので、その時点では報告されていない。現在は、報告されていない段階で通告だけは受けるという取り扱いになっている。今、委員長が言ったように、所管事務調査の内容が明らかになっていない中で受け付けるので、当然、所管以外の議員については、その内容は全く知り得ていないという部分があるので、その辺を再度確認してほしい。また、所管事務調査の中で執行側の取り組みは調査できるが、あえて調査してすぐに一般質問するのはどうかという考えもある。他の町では認めていないところもある。調査する機会があるので、そこで十分調査できるという考えもあるので、うちの取り扱いを明確にしてほ

しいと思い、議題にしてもらった。

委員長：意見はあるか。

奥秋委員：所管事務調査事項に関しては、従来から一般質問を行わないという考え方できていたと思っていたが、最近は、緩くなっているところも見受けられている。所管事務調査の報告の前に、所管する議員しか知らないことをあえて行政側に質問するのはいかなものかを十分認識する必要があると思う。従来の流れに沿うべきだと思う。

西山委員：運用例 64 項に規定されているので、所管事務調査が全部終わらないうちに一般質問をやることにはならないと思う。

佐藤局長：今までは、初日に報告があり、その後一般質問を行うので、報告が終わったという判断で1週間前の通告でも認めていたが、通告の時点では報告内容は明らかにはなっていない。

委員長：所管事務調査は議会に報告する時点で終結ということなので、開会の1週間前の一般質問の通告の時点ではまだ調査中となる。本町においては、一般質問は後日なので、その時点では議会に報告はされているということで、調査中であっても一般質問を受け付けていた。所管事務調査の結審後に一般質問を受け付けるのか、一般質問の前に報告されることが分かっているから受け付けてもよいということか、そこの統一見解を改めてお諮りしたい。

奥秋委員：私の認識では、所管事務調査に関するものは一般質問できないという考え方できていた。今、説明を聞いた中で、運用例第64項に沿ってとするのであれば、それを守っていくべきではないか。委員会の数も減ってきたが、ルールとして守っていくべきだと思う。

西山委員：運用例第64項の規定を守って、一般質問はできないという認識でやった方がよいのではないか。

安田委員：長年、所管事務調査に関わって委員は一般質問を行わないものと思っていたが、一般質問を今まで認めてきたとの話を聞いて、執行側にもっと深く聞きたい場合には、所管事務調査事項の一般質問を認めてもいいのではないかと考えた。

委員長：もっと深く聞きたいということであるが、私は、常任委員会の所管事務調査が一番質疑しやすい場所だと思っている。安田委員が言うことは、委員会では質疑を深めないで、本会議場に質問事項を持っていくという解釈もできる。常任委員会の価値をもっと重視してはどうか。常任委員会の中で可能な限り質疑してもらいたい。

高橋委員：所管事務調査を継続している最中のことを一般質問する委員はいないと思う。本来は、その前に行われた委員会で結審をしているというイメージでいると思う。それにしても、項目について一般質問をするという意味があまりよくわからない。その項目をベースにして違う視点から一般質問ということがありなのか、なしなのかということについてははっきり聞きたい。

委員長：報告した内容以外で改めての意見ということだと思う。それができるのは所管の委員だからであって、所管でない委員は分からない。だから、所管事務調査報告が終わってから全議員が同じ知識のもとで次の質問という形が望ましいのではないか。

加来議長：継続中のものについては直接委員会で調査してほしいということなので、本会議で一般質問で聞くものではない。委員会報告があったものについて、委員が細かい部分をもう一度一般質問するのは受け付けないが、執行側によりこうした方がよいのではという施策上の提案や建設的な議論をするものについては、今まで受けてきている。細かいことは委員会で調査できるものはしてもらい、それを踏まえた上で町をどうしていくのかという質問は受けてきている。それがいいのか、悪いのかということ。報告をあえて初日にしていたのは、そういう一般質問については受け付けてきている。

【休憩 10:51】

【再開 11:12】

委員長：議会会議規則等運用例第64項で書かれている「所管事務調査の審査継続中、所管委員会の委員はこれに関する一般質問は行わないことを例とする」を「一般質問の通告は行わないことを例とする」とし、通告を入れるということで、所管の委員は通告の時点では調査報告をされていないという解釈でよいか。

(よろしいの声あり)

委員長：来週改めて文章でお諮りして最終決定をさせていただきたいと思う。

議案(4)その他

委員長：先日の議会報告会と町民との意見交換会の振り返り項目だけを挙げているが、これらについては来週の議会運営委員会で協議したいと思うが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：議会報告会と町民との意見交換会の振り返りについてはこの程度で留めたいと思う。委員からほかに何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：事務局から何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：次回の議会運営委員会については、6月7日午後2時から行う。以上を持って、本日の議会運営委員会を閉じる。議長におかれましては、いつも適切な助言をありがとうございます。